

産業厚生常任委員会報告

令和5年12月19日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年12月11日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、11月27日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月27日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第85号 美浜町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：特別措置法の改正によって、条例の番号が繰り下げになって変わったが、この空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正で、空き家を放置すると、固定資産税が6倍になるが、具体的にどのような状態になると適用となるのか。

回答：今回の法律の一部改正で、特定空き家化を未然に防止するという観点から、今後、国が管理指針を告示し、それを受け放置すれば特定空き家となるおそれのある空き家、これを管理不全空き家と言うが、これに対してこれまでは出来なかった市町村からの指導・勧告が可能になる。これまでから勧告を受けた特定空き家は、住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例が解除されていたが、新しい制度においても6分の1の特例が解除となる。

質疑：その施行は、特定空き家と認定を受けて、どのくらい経過しているか、特定空き家となった時点か、経過措置はどうなっているのか。

回答：この法律に伴う6分の1の解除については、町のほうから勧告を出した時点で解除が可能となる。

質疑：町の自由裁量があるということか。

回答：それぞれ個別の事案に対して町のほうから勧告を出し、それに伴って行う制度で、時間的な制限は、その場合のパターンによるものと考えている。

質疑：今までの法律の中で、強制代執行が出来るということにしたと思うが町は一度も行っていない。町の裁量として実行できないと危惧するが、町として、ある程度基準を決めて、条例の中でできないか。

回答：今いただいた意見を参考にして、今後、検討する。

質疑：今現在、美浜町内で空き家登録がどの程度あるのか。

回答：特定空き家に町が認定しているのは53軒、6月議会で了解していただいた倉庫、蔵等についても、特定空き家に準じた形で解体の事業費等を出すことにしており、本年度4軒認定している。

議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例の中で人口3万人未満の自治体がこの適用対象ということを説明されていたが、3万人の根拠は何か。

回答：総務省の通達により決められている。

公営企業の適正な推進ということで、3万人以上については、移行済みであり、平成27年度から31年度までの5年の間で取り組むこととなっている。3万人未満の地方自治体においては、令和6年4月1日までに公営企業会計に基づく管理に移行していることが要件となっている。

質疑：本会計の適用によって、会計処理や財務管理等で職員の事務処理負担はどのようになるのか。

回答：官庁会計は現金の収入と支出のみだったが、公営企業会計に移行すると現金の収支、資産の移動、費用・収益の発生による会計処理、減価償却費、長期前受金戻入等の非現金の支出も計上することから上水道会計と同様非常に複雑となり、事務量は増えると想定している。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時30分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。